

「延長期限を原子力機構に守らせ 最終処分場への懸念を取り除け」

■道北の住民団体が「ほろのべ核の」ミミを考える全国交流会」

7月25、26の両日、「ほろのべ核の」ミミを考える全国交流会」が宗谷管内豊富町で開かれた。「核廃棄物施設の誘致に反対する道北連絡協議会」（共同代表・山路弦太さんら3人）などで行く実行委が2009年から毎年夏に続けている企画で、道内外から約60人が参加した。

84年に明るみに出た、旧動燃による放射性廃棄物の保管と地層処分研究をセットにした「貯蔵工学センター」の計画は、その無謀さゆえに反対世論が盛り上がり頓挫。曲折の末に2000年10月、当時の堀達也知事が、核の「ミミ」地層処分に向けた研究施設の単独立地を受け入れた。

日本原子力研究開発機構（原子力機構）は当初、幌延深地層研究センターの研究期間を「20年程度」と約束したが、19年夏に突然反故にして「9年間の延長」を表明。道や幌延町が受け入れ、28年度末まで研究が続く。

この間、深度5百メートルまで坑道が掘削され、NUMOなどとの共同研究も進んでいる。

こうした経緯を踏まえ交流会では、「幌延深地層研究を終わらせよう」（取り組みを）次世代につなごう」のふたつをテーマにした。

冒頭、道北連絡協議会の共同代表で稚内在住の東道^{あずま}道^{みち}さんが、長年の経緯を紹介しながら、こう訴えた。「鈴木直道知事は19年12月の道議会でも、『研究期間の再延長を求められたらどうするか？』との質問に、『仮に再延長の申し出があった場合について、現在認める考えはありません』と答弁しており、研究を止めさせる大きな理由になる。地層処分は日本ではやっていけないものであり、処分計画は破綻している。（28年度末まで）残された2年半、各地域で集中的に再延長を認めない取り組みをしてほしい」

「各地からの発言」では、生活クラブ生協北海道の増田真依子さんが、5百メートル坑道の掘削などについて、「研究の再延長につなげようとする動き」とする一方で、道議会のエネルギー問題特別委員会の傍聴席がNUMO関係者で占領されている実態も紹介。「札幌では幌延のことを知る人が少ないけれど、チラシ配布などを通して参加できる人を増やしていきたい」と力を込めた。

また、NUMOの事前調査に異議を唱えてきた寿都町の住民団体代表からのメッセージ紹介や、「祖父が反対運動団体の代表だった」という豊富町の農協職員の発言、空知管内から参加した中・高校生の意見表明などもあり、テーマを深掘りした。



道内外からの参加者が「28年度末の研究終了」を遵守させる取り組みなどを議論した

最終処分場の立地に向けた文献調査問題では今年3月、経済産業省が南鳥島での実施を小笠原村に申し入れている。交流会では、東京のNPO法人・原子力資料情報室スタッフで、同省の審議会委員も務める高野聡さんが、同島での地層処分の問題点について解説する場が持たれた。

「経産省の申し入れは、寿都町と神恵内村での文献調査後の手詰まりや、新潟県の柏崎・刈羽原発の再稼働をめぐる状況を打破しようとした政治的思惑からの苦肉の策だ」と高野さん。「地元の合意なき調査申し入れが増えるか未知数だが、警戒すべき動き」と指摘し、南鳥島での処分が困難な理由を次のように挙げた。

①地下1千メートルまでサンゴ礁が起源の石灰岩で透水性が高く、掘削や坑道の健全性に悪影響を与える
②近海で「フチスポット火山活動」があり、処分を避けるべき地域

③海洋生態系に影響が生じるため国際問題に発展する可能性がある

翌日には幌延深地層研究センターへの申し入れも行ない、参加者たちは研究の再延長を拒否していく意思をあらためて確認していた。

（ルポライター・滝川康治）

札幌中央信用組合(本店札幌・泉融和理事長)が北海道学園大学(本部札幌・森下宏美学長)と連携して取り組んでいる同大学2部学生を正職員として採用する「ワクスタWORK×STUDYプロジェクト」(ワクスタプロジェクト)。その一環として同信組の山鼻支店(中央区南16条西8丁目)の建て替え工事が進められている。

建物の名称を「ちゅうしん山鼻ビル」(仮称)とし、ワクスタプロジェクト対象者の住居支援を兼ねた職員用マンション棟と店舗棟を合体した

造りとなる。店舗棟には人員整理で余剰スペースが増えたことや駐車場スペースが少ないことから移転検討していた北海道銀行(本店札幌)の「行啓通支店」(中央区南14条西6丁目)もテナント入居することになっており、信組支店と地方銀行支店が同じ建物内に outlet する珍しいケースとしても注目を浴びそうだ。

同信組の旧山鼻支店は築45年の2階建て。老朽化と職員3人体制の移行で余剰スペースが増え非効率になったため建て替えを検討。隣接していた北海道信用金庫(本店札幌)の

札幌中央信組の新「山鼻支店」に併設される「学生職員」マンション

■北海道学園大2部学生を正職員に採用し格安家賃で支援

裁判が賠償命令に到るのはほぼ確実。問われるのは一連のパワハラなどの組織的責任がどれほどの規模に及ぶかといった問題で、原告代理人らは「退職者にもパワハラの責任を問える前例をつくる裁判になる。賠償について、逃げ得を許さない」求償

(「当時自身へ賠償を求めること」に期待したい)としている。

注目の尋問は本号発売後の9月9日午後に、同じく先の難聴訴訟の次回弁論はさらに1カ月を経た10月15日午前に、いずれも札幌地裁で開かれる。(小笠原淳)



職員用マンションを併設した札幌中央信組の仮称「ちゅうしん山鼻ビル」の完成予想図

旧文書センターを賃借し、今年2月からここを仮店舗にして既存支店の解体・建て替え工事に入った。新築建物は約203坪の敷地を使って3階建ての店舗棟と4階建ての職員用マンション棟を一体化する。投資額は約4億円。

店舗棟1階は道銀の行啓通支店で、2・3階は札幌中央信組の山鼻支店。2階は地域の顧客が寛げる装いに刷新し、3階は倉庫にする。店舗棟の延べ床面積は約162坪で、そのうち道銀は約44坪を利用する。

職員用マンションは延べ床面積約

315坪。いずれも1LDKで広さが5タイプある全23戸。このうち6戸をワクスタ対象者に割り当て、他は同信組の若手職員を対象にする。

来年度入学生からスタートさせる「ワクスタプロジェクト」は、北海道学園大2部学生の総合型・学校推薦型選抜の合格者を対象に応募者を募り、面接試験などを経て札幌中央信組の正職員に採用するもので、初年度は6人を見込む。学生職員は2部授業に間に合うように時短勤務とし、初年度年収は約268万円。家賃の実質負担を3万円と格安にして学業と仕事が両立できるようにする。

「ちゅうしん山鼻ビル」の竣工は来年3月下旬で、札幌中央信組「山鼻支店」は同年4月にオープンし、職員用マンションも同時期に入居可能にする。道銀「行啓通支店」は同年夏頃にオープンする。

札幌中央信組の泉理事長は、「学業と就業の両立を可能とする環境を提供し、将来への希望と地域社会への愛着心を持つ、次代の地域経済に資する人材を育成したい」と話す。

卒業後は転職も可能として、学生職員には将来の縛りを設けない。

(佐久間康介)

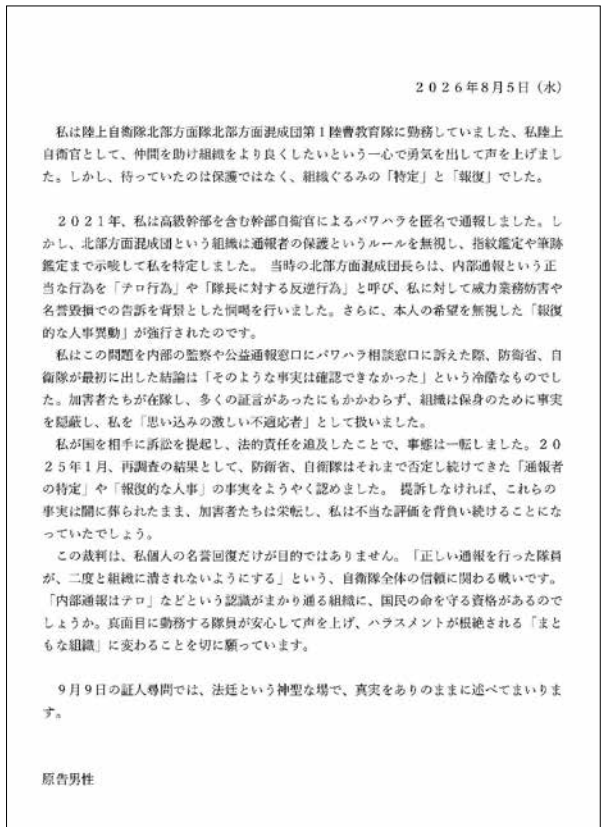
道内現職自衛官の2裁判が佳境 パワハラ訴訟は9月上旬尋問へ

■難聴訴訟では原告が国の研究報告と現場との矛盾を指摘

現職の陸上自衛官が起こした2つの裁判で7月下旬から8月上旬にかけて、札幌で相継ぎ口頭弁論があった。騒音業務で難聴の被害を受けた自衛官の裁判では被告の国が改めて反論をまとめる意向を示して引き続き争う姿勢を見せることとなり、職場のハラスメントを告発して「犯人捜し」

の被害に遭った自衛官の裁判では証拠調べが一段落して山場といえる証人尋問の日程が決まった。

7月31日午前に札幌地方裁判所(小野瀬昭裁判長・元芳哲郎陪席判事、河村紗穂陪席判事)で提訴後10回めになる弁論があったのは、現在北部方面総監部に勤務する中村俊太



パワハラ告発に踏み切った現職自衛官は「提訴していなければ事実は闇に葬られたままだった」と、問題の根深さを指摘する(原告男性のコメント全文)

郎・1等陸尉(52)が起こした訴訟。射撃訓練などの騒音業務で難聴を発症した中村1尉は今回、自ら防衛省へ情報公開請求して入手した公文書を証拠提出し、職場の安全配慮義務違反などを改めて指摘した。

原告の中村1尉が情報公開法に基づく文書開示請求で入手したのは、陸自衛生学校が1999年に作成していた騒音性難聴についてのレポート。『各職種隊員の音響性聴覚障害とその予防法に資する研究』と題された40ページあまりの報告書によると、陸自は騒音業務による難聴発症の可能性を早くから把握しており、現場では十分な対策がとられていないとして具体的な予防策の必要性を認識していた。ところが実際の訓練の現場ではこの報告が顧みられず、隊員の難聴を予防する措置が十分に講じられていなかったという。原告側は今回改めてこの事実を指摘し、かねて主張してきた陸自の安全配慮義務違反などを裏づける資料として同レポートを証拠提出。被告の国はこれを含む原告側の主張に改めて反論すると、10月上旬までに新たな書面をまとめる考えを示した。

月を跨いで8月5日午後には、公

益通報を「テロ行為」扱いされて人事などで不利益を蒙ったという現職自衛官(50歳代男性)の裁判で札幌地裁(吉川昌寛裁判長・濱岡恭平陪席判事、山守皓己陪席判事)が11回めの弁論を開いた。おもな証拠調べが一段落した同裁判では、次回弁論で関係者の尋問が開かれることとなり、前々号の小欄で報告した通り元職を含む自衛官4人、及び原告本人の尋問の日程が決まった。原告を除く4人の顔ぶれについて、既出の情報を左に再掲しておく(役職や階級は当時)。

・男性3佐(陸上幕僚監部ワークライフバランス推進企画班)Ⅱ匿名通報の内容を市ヶ谷から北部方面へ漏洩した人物

・男性1佐(北部方面混成団長(現在退官)Ⅱいわゆる犯人捜しを指示したとされる人物

・男性1佐(同副団長(現在退官)Ⅱ通報のきっかけとなったパワハラの加害者

・男性1佐(同第1陸曹教育隊長Ⅱ先の団長や副団長の指示で通報者を特定し、原告男性に「自白」を迫った人物

被告の国は原告に対するハラスメントの事実関係をすでに認めており、